

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
飲食店等に対する使用制限等の要請について**

兵庫県では、事業者の皆様のご協力により県内の新規感染者数は減少傾向にあります。変異株への警戒が必要であるなど、引き続き感染収束に取り組む必要があるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置として、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 要請期間 令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで
2 対象施設

種類	施設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む。

3 要請内容

措置区域 (神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)	その他区域 (北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域)
〔特措法第31条の6第1項等に基づく〕 ○時短要請等 ・5時～20時の営業時間短縮を要請 (平日の酒類提供 ^(※1) は11時～19時(「一定の要件」 ^(※2) を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請[見回り活動を実施]) (土日祝日の酒類提供 ^(※1) の禁止) ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底 *以下の⑩⑪については特措法第24条第9項に基づく	〔特措法第24条第9項に基づく〕 ○時短要請等 ・5時～21時の営業時間短縮を要請 (酒類提供 ^(※1) は11時～20時) ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 ・7割以上等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・4人以内の利用(1グループ) [詳細は別途公表予定]

感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
② 入場者の感染防止のための整理・誘導
③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
④ 手指の消毒設備の設置
⑤ 事業を行う場所の消毒
⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
⑧ 施設の換気
⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
⑩ CO2センサー等の設置
⑪ 業種別ガイドラインの遵守

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html